**住民税決定通知書**

**入手方法＆見方**

**1．住民税決定通知書とは**

住民税決定通知書は、地方自治体が前年の所得に基づいて決定した住民税額を通知する書類です。住民税は、都道府県が課税する道府県民税（東京都は都民税）と、市区町村が課税する市町村民税（区市町村民税）から成ります。

**2． 住民税決定通知書の入手方法**

住民税決定通知書は、以下の方法で入手できます。

**（1）給与所得者（会社員など）**

通常、勤務先が特別徴収義務者として、従業員の住民税を給与から天引きし、市区町村へ納付します。この場合、住民税決定通知書は勤務先に送付され、従業員には控えが配布されます。

**（2）自営業者や年金受給者など**

普通徴収となり、市区町村から直接ご自宅に住民税決定通知書が郵送されます。

**3．住民税決定通知書の内容の見方**

住民税決定通知書には、以下の項目が記載されています。

**（1）所得金額欄**

前年の各種所得の合計額が記載されています。

**（2）所得控除額欄**

社会保険料控除や扶養控除など、適用される所得控除の合計額が記載されています。

**（3）課税標準額欄**

所得金額から所得控除額を差し引いた金額で、これに基づき税額が計算されます。

**（4）税額欄**

市民税と県民税の内訳が記載され、均等割や所得割などの詳細が示されています。

**（5）納付欄**

特別徴収（給与天引き）や普通徴収（自分で納付）の別が記載されています。

**4．注意点**

**（1）確定申告をしていない場合**

給与所得者で年末調整のみを行っている方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を提出する必要はありません。ただし、医療費控除など追加の控除を受ける場合は、確定申告が必要です。

**（2）通知書が届かない場合**

6月を過ぎても住民税決定通知書が届かない場合は、お住まいの市区町村の税務課へお問い合わせください。